

博士（学術）の学位の授与に関する申合せ

（平成3年2月28日研究科委員会承認）

（平成3年7月17日学位規程一部改正）

1. 博士（学術）の学位の授与に際しての要件

本研究科に提出された博士学位論文について、その論文の内容が博士（学術）の学位を授与することが適当であると、研究科教授会が認定した場合には博士（学術）の学位を授与することができる。

2. 判定方法

（1）指導教授は研究内容を慎重に検討したうえで、歯学と関連する学際的領域等の分野に該当し、博士（学術）の学位の授与が適当と判断した場合は、「研究発表会申込書」の備考欄にその旨を明記すること。

（2）大学院教務委員会の提議により、研究科教授会が研究発表会の日程および審査委員予定者を承認する際、指導教授は博士（学術）の学位として審査することが適当である旨の説明を行い、その承認を得ることとする。

（3）審査委員会は審査結果の報告に際し提出する「論文審査の結果の要旨」に博士（学術）の学位として適当である旨を記載する。

研究科教授会は、上記報告に基づき慎重に審査のうえ、博士（学術）の学位の授与判定を行うものとする。